

○国立大学法人埼玉大学大学院における特別研究学生の受入れに関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 63号

改正 平成18. 4. 1 18規則31 平成20. 3. 1 19規則97
平成27. 3.20 26規則102 平成31. 3. 7 30規則34

(趣旨)

第1条 国立学校法人埼玉大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第38条第2項の規定に基づく特別研究学生の受入れについては、この規則の定めるところによる。

(協議)

第2条 大学院学則第38条第1項の規定に基づく他の大学又は外国の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)との協議は、次に掲げる事項について、事前に学長の承認を得て、当該研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 授業料等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(受入れの決定)

第3条 特別研究学生の受入れは、当該研究科長からの申請に基づき、当該研究科の教育研究に支障のない範囲で、学長が決定する。

(受入れの時期)

第4条 特別研究学生の受入れの時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第5条 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。

(研究指導)

第6条 特別研究学生は、協議に基づいて認められた研究課題の研究指導を受けるものとし、それ以外の研究指導は受けられないものとする。

(研究終了)

第7条 当該研究科長は、特別研究学生が研究課題の研究を終了したときは、研究終了証明書等を当該特別研究学生に交付するものとする。

(受入れの取消し)

第 8 条 特別研究学生として不相当と認めるときは、当該研究科長からの申請に基づき、学長が受入れを取り消す。

(授業料等)

第 9 条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料の額は、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則第 2 条第 1 項別表第 1 に定める「研究生」の額と同額とする。ただし、特別研究学生が国立大学の学生である場合、「大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項」(平成 10 年 3 月 10 日 文部省 高等教育局長 裁定)に基づいて研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院学生又は「大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項」(平成 3 年 4 月 11 日 文部省 学術国際局長 裁定)に基づき、文部科学省の承認を受けた外国の大学の学生である場合は、授業料を徴収しない。

(規程等の遵守)

第 10 条 特別研究学生は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18. 4. 1 18 規則 31)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20. 3. 1 19 規則 97)

この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27. 3. 20 26 規則 102)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31. 3. 7 30 規則 34)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。